

香労発基 0904 第 4 号

令和 7 年 9 月 4 日

各団体の長 殿

香川労働局長



最低賃金引上げに伴う業務改善助成金等の活用に係る周知について（協力依頼）

日頃より、労働行政の円滑な推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度の地域別最低賃金につきましては、香川地方最低賃金審議会における審議の結果、香川県最低賃金額を 66 円引上げ時間額 1,036 円（現行 970 円）に改正するよう答申がありました。今後の最低賃金改正手続きにおいて変更が生じなければ、本年 10 月 18 日から時間額 1,036 円が適用されることとなります。

つきましては、各事業場における賃金の引上げに際し、業務改善助成金をはじめとした各種助成金等を積極にご活用していただけるよう、香川労働局ホームページをご案内いただくなど貴団体会員への周知についてご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

なお、香川県最低賃金額の改正が正式に決定しましたら、あらためてリーフレット等による最低賃金改正に係る周知を依頼させていただく予定としております。

【本件依頼及び最低賃金についてのお問い合わせ】

香川労働局 労働基準部賃金室 TEL 087-811-8919

【業務改善助成金についてのお問合せ】

香川労働局 助成金センター TEL 087-823-0505

【ご参考】香川労働局ホームページ

言語切替 日本語 ?

文字サイズの変更 標準 大 特大 厚生労働省

本文へ サイトマップ

厚生労働省
香川労働局

↑ ホーム

カスタム検索

検索

ニュース&トピックス 各種法令・制度・手続き 事例・統計情報 窓口案内 労働局について

働きがいのある香川
ひとりひとりが輝く未来のために

- 賃金引き上げ特設ページ
- 同一労働同一賃金
- はたらきわたるスミ！(一般市民・事業主の方へ)
- 障害者雇用

目的や内容で探す

事業主の方 就労中の方 求職中の方 職員採用情報

1 仕事を探す	1 相談窓口	1 助成金
1 職業訓練	1 雇用保険の受給	1 労働災害が起こった
1 ハラスメント	1 男女均等・女性活躍	1 育児・介護
1 労働条件・労働契約・解雇	1 働き方改革	1 労働保険料の納付
1 労働者の安全と健康	1 労働者派遣事業・職業紹介事業	1 外国人雇用・外国語情報 Foreign Worker

最低賃金
970円/時間
令和5年10月2日～
最低賃金の詳細

関連機関

- 労働基準監督署
- ハローワーク

採用情報

- 職員採用案内

お役立ち情報

※ここをクリックするとリーフレット「賃金引き上げの支援策」をご覧ください。

賃金引き上げの支援策

香川労働局は事業主の皆さまの賃上げを支援しています！

香川地方最低賃金審議会より
最低賃金を現在の970円から1,036円とする
答申を受けました。

※今後の最低賃金改正手続きにおいて変更が生じなければ、
10月18日から適用されます。

時間額

1,036円

前年比
66円UP

1 労働者の賃上げのために

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資を行った中
小企業にその費用の一部を助成。
【助成上限額】30万円～600万円



活用のポイント

- ・賃上げと生産性向上に資する設備投資等の計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上
増額改定し、適用させた場合に助成。
【助成上限額(1人当たり)】2.6万円～7万円



活用のポイント

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・最低賃金の効力が生じた日以降に賃金規定等を増額した場合、当該最低賃金額に達するまでの増額分は含めない

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成。

【助成上限額】基本部分 25万円～120万円
賃上げ加算 6～320万円



活用のポイント

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

人材確保等支援助成金

人材確保のために、雇用管理改善につながる制度等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や雇用環境の整備(労働者の作業負担を軽減する機器等の導入)により離職率低下を実現した事業主に対して助成
【助成額】20万円～230万円



活用のポイント

- ・雇用管理制度又は労働者の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・原則、中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額加算

その他の支援策

(経産省 中小企業庁)

中小企業向け賃上げ促進税制

サポートセンター TEL : 03-6281-9821

IT導入補助金

コールセンター TEL : 0570-666-376



(日本政策金融公庫)

企業活力強化貸付(働き方改革推進支援助成金)

TEL : 0120-154-505



2 年収の壁を意識せずに働ける環境づくりのために

キャリアアップ助成金

社会保険適用時処遇改善コース

短時間労働者に新たに社会保険の適用を行うとともに、適用後も手取り収入が減少しないよう、当該労働者に手当を支給したり、労働時間を延長させるような取組を行っている場合、助成。

【助成額】労働者1人につき最大50万円



活用のポイント

- ・事前にキャリアアップ計画書の作成が必要
- ・令和8年3月31日までの取組が対象

短時間労働者労働時間延長支援コース

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成。

【助成額】労働者1人につき最大75万円



活用のポイント

- ・事前にキャリアアップ計画書の作成が必要
- ・令和7年7月からの新設コース

3 お問い合わせ先

年収の壁突破・総合窓口 (フリーダイヤル・無料)

配偶者手当を見直して、若い人材の確保や能力開発に取り組みましょう！

TEL : 0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

賃上げの原資確保のために

適正な価格転嫁を促進するため、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」、価格交渉支援ツール、相談窓口、講習動画、パートナーシップ構築宣言など、様々な情報へのリンクを掲載しています。



香川県HP

香川よろず支援拠点

よろず支援拠点は、売上げ拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けて、一歩踏み込んだ専門的な提案を行っています。相談は何度でも無料で行えますので、お気軽にご相談ください。

TEL : 087-868-6090

受付時間 8:30~17:15 (土日祝休み)



働き方改革推進支援センター

労務管理等の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、労働関係助成金の活用方法、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。

TEL : 0120-000-849 (フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)



香川労働局助成金センター

TEL : 087-823-0505

開庁時間 平日 8:30~17:15 (下記以外の助成金)

所在地 〒760-0019

高松市サンポート2-1

高松シンボルタワー棟12階

平日 9:00~17:00

・両立支援等助成金 ・働き方改革推進支援助成金

・業務改善助成金 ・人材確保等支援助成金(テレワーク)

※専用駐車場はありません



厚生労働省

香川労働局

令和7年9月版

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を**拡充**します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未滿までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、**賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。**

拡充のポイント

①対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象

✕ (A社) 事業場内最低賃金 (X+55円)

X+50円

○ (B社) 事業場内最低賃金 (X+30円)

X円

改定前の地域別最低賃金

対象範囲
(50円)

事業場内最低賃金がX+50円までの事業所が対象となります。

(※) X円～X+50円の事業者のみが申請対象

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未滿までの事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X円、改定後 X+63円（引上額63円）の場合>

X+63円

○ (A社) 事業場内最低賃金
(X+55円)

X+50円

○ (B社) 事業場内最低賃金
(X+30円)

X円

改定前の地域別最低賃金

改定後の地域別最低賃金

対象範囲の拡充

事業場内最低賃金がX+51円～X+62円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

(※) X+51円～X+62円の事業者も申請対象となる

②賃金引上げ後の申請

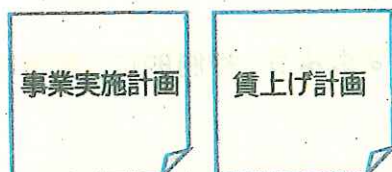
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



を提出し、計画の審査
を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく賃上げの実施
- ・計画に基づく設備投資等の実施

拡充

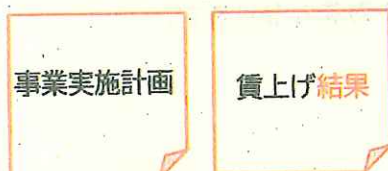
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き:申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



を提出し、計画の審査
を受けます。

(審査の上、交付決定を受けたら)

- ・計画に基づく設備投資等の実施

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号:0120-366-440(受付時間 平日 9:00~17:00)